

	更新日付	質問	回答
1	8月3日	中東情勢の影響とは具体的にどのような影響を想定しているか。	大きく分けて以下のような影響を想定しています。 ・仕入価格、燃料価格の高騰によるコスト負担の増加 ・物流費（運賃・サーチャージ等）の高騰によるコスト負担の増加 ・仕入物資供給の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下 ・納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少
2	8月3日	申請回数に制限はあるか。	原則、1事業者につき1回の申請となります。ただし、融資申請期間中に2つ以上の対象融資を申請し、1つの融資に対する支払った信用保証料の補助額が限度額20万円に満たない場合、その他対象融資の信用保証料に対して差額分の申請は可能です。
3	8月3日	市外に本店があるが、市内に事業所があれば申請可能か。	市内に主たる事業所があれば申請可能です。事業所が複数ある場合、市内の事業所が主たる事業所であれば申請可能ですが、主たる事業所かどうかの判断のため売上台帳等で確認する場合がございます。
4	8月3日	主たる事業所とはどのように判断するか。	本店の他に事業所があり、そこが本店の役割を担っている場合、主たる事業所と判断します。事業所が複数ある場合（飲食店、小売店等）、主な売上がある事業所等、その事業者が主たる事業所としていることを資料等で確認し、判断します。
5	8月3日	市内に本店があるがそこで事業は行っておらず、事業所があるのは市外の場合申請可能か。	申請不可となります。あくまで主たる事業を市内で行っている事業者が対象となります。
6	8月3日	個人事業主であるが、住所と事業所が両方市内にないと申請ができないのか。	そのとおりです。住所または事業所のみ市内の場合は申請不可となります。
7	8月3日	「利用した融資に係る申込書の写し」等控えが見当たらない場合、どうすればいいか。	金融機関に控えがあると思われますので、担当者に写しを求める等、必ず全ての提出書類が揃ってから申請してください。
8	8月3日	「融資が実行されたことが表記されている通帳等の写し」とあるが、通帳が手元がない（電子通帳）場合、どうすればいいか。	融資の実行日や実行額がわかる取引画面の写し等を提出してください。
9	8月3日	通帳は実行日、実行額以外は黒塗りをしているか。	黒塗りしていただいて結構です。
10	8月3日	中東情勢の影響を受けていることがわかる根拠資料はまとまっていた方がいいか。領収書や請求書等で膨大な量になってしまってもいいか。	審査では、様式第1号（2）の2（3）欄に記入いただいた数字と根拠資料の数字が合っているかを計算します。 仕入価格の増加等影響を受けた品目が多く、根拠資料が複数にまたがることも想定されます。 可能な限り仕入帳簿等でまとまっており、こちらで計算がしやすいデータをご提出ください。 ※対象品目等マーカー等で印があると大変わかりやすいです。 また、ある程度まとまって提出できる一部の品目等の資料を抜粋し、ご提出いただいても構いません。 ※その場合、様式第1号（2）の2欄にはその品目のみをご記入ください。 影響を受けていることの確認のための資料となりますので、申請の際は資料を選択いただき、可能な限りご提出いただくようお願いします。
11	8月3日	中東情勢の影響を受けていることがわかる根拠資料の提出が難しい場合、どうすればいいか。	可能な限り提出を求めますが、どうしても根拠資料の提出が難しい場合、（様式第1号）（2）1の文章記入欄に提出できない理由も含め、中東情勢の影響について具体的に記入してください。電話で職員がヒアリングを行う場合がございますが、ご記入いただいた文章を基に審査します。
12	8月3日	「様式22-8 経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書」とは。	埼玉県 の制度融資である経営あんしん資金を申請する際に、商工会議所で認定をもらう必要があることから、商工会議所に提出している様式です。国際情勢や経済情勢の急激な変動等についての記載、利益率減少についての計算式等の記載が求められている様式となります。
13	8月3日	金融機関の担当者等に申請を委任することは可能か。	委任は不可となります。申請の際は会社等事業者の担当が資料の作成、提出を行ってください。不備がある場合は、様式第1号（1）申請書兼請求書や申請フォームに記載されている事業者の担当に連絡をしますので、お答えいただける方をご記載ください。